

第
4884
号

READAS

リーダascaラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダascaラブFAXニュース

(2013年)平成25年12月27日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 有料老人ホームの入居一時金の返還請求権

Q : 有料老人ホームの入居一時金の返還請求権がみなし贈与課税の対象になるとする裁決があったと聞きました。どんな内容だったのですか?

A : 次のような内容でした。

【解説】

『事実関係』

H21.6 被相続人が有料老人ホーム入居契約
入居金支払者は被相続人
返還金受取人は被相続人もしくは審
査請求人の弟

H21.7 被相続人に相続発生

H21.9 返還金が審査請求人の弟に振込み
審査請求人は、返還金は相続税の課税対象
にならないと主張しましたが、審判所は、審
査請求人の弟が被相続人の死亡を停止条件と
して返還金の返還請求権を取得したものと認
定、ただし、入居時には死因贈与契約が成立
していた事実や遺言の事実も認められないと
したものの入居一時金は被相続人の預金の一
部であることから、審査請求人の弟は入居契
約によって返還金の返還請求権に相当する金
額の経済的利益を享受したというべきである
としました。そして、そのうえで、経済的利
益の価額に相当する金額を被相続人から贈与
により取得したものとみなすのが相当とし、
結果、審査請求人の弟は、当該相続により他
の財産を取得していることから、相続開始前
3年以内の贈与として相続税の課税対象にな
るとともにみなし贈与課税対象にもなると判
断しました。

